**高齢者の交通事故防止啓発コマーシャル事業**

**公募型プロポーザル実施要領**

令和３年６月２４日

　福島県及び福島県交通対策協議会が実施する（以下「県等」という。）が実施する高齢者の交通事故防止啓発コマーシャル事業（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

**１　公募型プロポーザル対象事業の概要**

(1)　事業件名

高齢者の交通事故防止啓発コマーシャル事業

(2)　事業の仕様等

高齢者の交通事故防止啓発コマーシャルの作成等

（別紙仕様書のとおり）

(3)　履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4)　委託限度額

　　　15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　公募型プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）**

　　福島県生活環境部生活交通課　担当者：渡邊（内線：2527）

　　所在地　〒960-8670　福島県福島市杉妻町２番16号（西庁舎８階）

　　電話番号　024-521-7158

　　Ｆ Ａ Ｘ　024-521-7887

　　電子メールアドレス　（[koutsuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koutsuu@pref.fukushima.lg.jp)）

**３　公募型プロポーザル参加者の資格要件**

　　公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者　の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

(1)　本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当しない者であ　　ること。

(3)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている　　者もしくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再　　生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に　　基づき更正手続き開始の申立てをしている者もしくは更正手続き開始の決定を受け　　た者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）でな　　いこと。

(4)　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体　　等ではないこと。

(5)　政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条の規定によるもの）及　　び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条の規定によるもの）でない　　者。

(6)　５ (2)に定める委託候補者を決定する日の前１年間、本県からの受注事業に関し、指名停止の措置を受けていない者。

(7)　平成29年度から令和2年度の間に、コマーシャル、プロモーション動画、ガイド

　　ブック、パンフレット等の制作業務を国、地方公共団体、公益法人等から受託し、行

　　った実績を有すること。

**４　公募型プロポーザルに関する手続き**

(1)　公募型プロポーザル提案書様式等の入手

　　　公募型プロポーザル提案書様式及び実施要領については、福島県生活環境部生活　　交通課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送で　　の配布は行わない。　（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>）

(2)　実施要領等に関する質問の受付

　　　実施要領等に関する質問は、（様式２質問書）により受け付けるものとする。

　　ア　受付期間

　　　　令和3年7月5日（月）午後5時（必着）まで。

　　イ　提出方法

　　　　郵送、電子メール又はＦＡＸにより福島県庁生活環境部生活交通課に提出する　　　こと。

　　ウ　回答方法

　　　　回答は、原則として電子メールによる。なお、競争上の地位その他正当な利害を　　　害するおそれのあるものを除き、福島県生活環境部生活交通課のホームページで　　　公開する。

(3)　参加届出書の提出（必須）

　　　参加者は、（様式１－１高齢者の交通事故防止啓発コマーシャル事業公募型プロポーザル参加届出書）に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

　　ア　提出期限

　　　　令和3年7月5日（月）午後5時（必着）

　　イ　提出方法

　　　　福島県生活環境部生活交通課に持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールで提出

　　 (ｱ)　持参する場合は、土日、祝祭日を除く午前９時から午後５時までとする。

　　 (ｲ)　郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付する

　　　　こと。

　　ウ　留意事項

　　　　ＦＡＸ又は電子メール送信後は必ず電話で担当者に着信確認すること。

　　　　提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できな　　　いものとする。

(4)　企画提案書等の提出（必須）

　　　参加者は、別添企画提案書作成要領で定める書類（以下「企画提案書等」という。）　　を次のとおり提出するものとする。

　　ア　提出期限

　　　　令和3年7月16日（金）午後5時（必着）

　　イ　提出方法

　　　　福島県庁生活環境部生活交通課に持参又は郵送で提出

　　 (ｱ)　持参する場合は、土日・祝祭日を除く午前９時から午後5時までとする。

　　 (ｲ)　郵送する場合は、封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便　　　　　（福島県生活環境部生活交通課あて親展）にて令和3年7月16日（金）までに　　　　　　福島県庁生活環境部生活交通課に到達するように送付すること。

　　ウ　提出書類

　　　　参加者は、「本事業企画提案書作成要領」で定める書類を提出するものとする。

　　エ　提出部数

　　　　9部（正本1部、副本8部）

　　オ　留意事項

　　 (ｱ)　提案書は、様式に従って作成すること。

　　 (ｲ)　参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施

　　　　上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

　　 (ｳ)　提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及　　　　び計量法（平成４年法律第51条）に定める単位に限る。

　　 (ｴ)　提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追

　　　　加資料の提出を求めることができる。

　　 (ｵ)　企画提案書等は参加届出書提出者１者につき２提案を上限として受付ける。

　　　　　提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5)　企画提案が無効となる場合

　　　次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

　　ア　資格要件を満たさない者、又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満　　　たさなくなった者による提案

　　イ　参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の記載を行った者による　　　提案

　　ウ　１ (4)に示す委託契約額の上限額を超える提案

　　エ　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第

　　　94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案

　　オ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

　　カ　その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

**５　委託候補者の決定方法について**

(1)　企画提案の審査

　　　企画提案の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」　　という。）が行うものとする。

(2)　委託候補者の決定

　　ア　審査会では、先に提出した企画提案書等に基づき、公募型プロポーザル参加者　　　によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案及び次点を選定するものとす　　　る。

　　イ　審査会への出席は２名以内とする。

　　ウ　審査会においては、提出された企画提案書の説明(１企画15分以内)及び審査委　　　員からの質疑応答(10分)を行う。

　　エ　プレゼンテーションに際して用いることができる資料は、提出した企画提案書　　　のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

　　オ　県交通対策協議会は、審査会からの報告を基に、委託候補案及び次点案を決定　　　するものとする。

(3)　審査の評価基準



(4)　公募型プロポーザル参加者への審査結果の通知

　　　委託候補者及び次点者を決定した後、各参加者に関する決定内容について、速や　　かに文書で通知するものとする。

**６　公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて**

　　参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合　には、（様式３）を福島県生活環境部生活交通課に持参又は郵送の方法により提出しな　ければならない。

**７　契約の締結について**

(1)　契約締結の手続きについて

　　ア　県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続き　　　により、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し　　　て契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

　　イ　本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成す　　　るが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県等と委託候補者　　　との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することが　　　ある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協　　　議を行うものとする。

(2)　契約保証金について

　　　委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の５以上の額を、契約締結前に納　　付しなければならない。

　　　ただし、財務規則第229条第１項の規定に該当する場合は免除する。

**８　公募型プロポーザルの公正確保について**

(1)　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54　　号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者　　と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければ　　ならない。

(3)　参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に　　開示してはならない。

(4)　参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザ　　ルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロ　　ポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りや　　めることがある。

**９　スケジュール**

(1)　7月5日（月）質問書提出期限

(2)　7月5日（月）参加届出書の提出記期限

(3)　7月16日（金）企画提案書の提出期限

(4)　7月21日（水）審査会(予定)

(5)　7月28日（水）契約(予定)

(6)　9月20日（月）テレビ放映開始

**その他**

(1)　公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。

(2)　参加者が県に提出した書類は返却しない。